

## ハラスメントに関する対応体制等の整備について 骨子

本学における人権問題・ハラスメント、訴訟・法律相談及び情報公開・個人情報保護に係る対応等の体制を整備するため、「法務・人権推進室」を設置し、これによりハラスメントの防止等について、適宜弁護士等の有識者の助言等を得る体制を整備したうえで、

- ① 従来どおり部局における解決を基本としつつ、その支援体制を強化してより迅速かつ適確な解決機能を高めるとともに、
  - ② 部局で対応できない事案については、人権委員会委員のほか、弁護士等の専門知識を有する者が参画する仕組みを整えることにより、
- 大学として、人権担当理事を中心としたより責任ある体制の下、迅速かつ適確に問題を解決できるようハラスメントに関する対応体制等を整備しようとするもの。

### 1 ハラスメントに関する対応体制等の整備

#### (1) 部局による問題解決等を基本としつつ、その支援等の体制を強化

- ・ 部局長と人権担当理事との連絡を密にし、問題解決等に係る連携を強化【第12条】
- ・ 部局の求めに応じて法務・人権推進室が部局による問題解決等を支援【第12条の報告に基づき、法務・人権推進室の機能として実施】
- ・ 部局相談員の役割を相談者に対する指導・助言と相談者が希望する場合の部局長又は担当理事に対する事案の報告に特化【第10条】
- ・ 部局における調査、事案に他部局に所属する者がある場合の当該他の部局長への調査協力、調査の実施依頼等を可能とする規定、調査の実施等に係る相談者への通知に関する規定を整備【第11条】
- ・ 部局における迅速な調査の実施等とともに、調査結果を踏まえて必要な措置を講じることを規定【第12条】

#### (2) 人権担当理事を中心として、より責任ある体制、迅速で的確な対応ができる体制を整備

- ・ 人権担当理事の責務をより明確化【第3条】
- ・ 部局による問題解決等を基本としつつ、当該部局におけるハラスメントに起因する問題の調査が困難であると認める場合に、担当理事の下に調査委員会を設置して調査を実施することなどの問題解決の手續等を規程において明確化【第13条】

- ・ 担当理事の下に置く調査委員会は、委員の負担や速やかな調査の実施にも配慮して、必要最小限とし、人権委員会委員若干名と担当理事が指名する者で組織するよう整備【第13条】
- ・ 問題解決等に必要なノウハウを法務・人権推進室に蓄積するとともに、これによる支援機能を強化【第12条の報告に基づく支援、第13条の調査の実施等を通じて、法務・人権推進室の機能として蓄積・強化】
- ・ 調査委員会による調査結果を踏まえ、人権担当理事が当該部局の長と連携して、必要な措置を講じることを規定【第14条】
- ・ これに伴い、部局の確約は廃止し、調査への協力義務を規定【第13条第4項】
- ・ 担当理事は、人権委員会にハラスメント事案に係る検証を求め、ハラスメントの防止等に関し、その充実に努めることを規定【第18条】

## 2 人権委員会の機能の整備

- ・ 上記1の整備に伴い、人権委員会は人権問題に関する重要事項を全学的視点から審議することを主眼とすることとし、人権委員会の下に置かれるハラスメント専門委員会及び調査・調停委員会を廃止するとともに、同和・人権啓発専門委員会についても廃止
- ・ これに伴い、同和・人権啓発専門委員会で実施してきた選書、人権啓発等の科目選定等を人権委員会が担うこととし、その審議事項について、同和問題等人権問題及びハラスメント問題に関する重要事項を審議することを明記【第1条】

## 3 ガイドラインの位置付けの整理と必要事項の規定化等

- ・ 現行のガイドラインに示されている定義、ハラスメントに起因する問題の解決の手続等を整備のうえ、規程又はこれに基づき理事が定める運用通知において明確化
- ・ これに伴いガイドラインについては、規程又は運用通知の内容を教職員・学生等に解りやすく示すための広報パンフレットとして整備